

平成 27 年 6 月 29 日

都道府県病院薬剤師会会長 殿

一般社団法人日本病院薬剤師会

会長 北田 光



厚生労働省医薬食品局総務課長通知の発出について

平素より日本病院薬剤師会にご高配を賜り御礼申し上げます。

さる 5 月 11 日、朝日新聞朝刊で、薬局において事務員が薬剤師から外用薬の混合調製を行うように指示されたとの記事が掲載されました。

当該事例に関し厚生労働省医薬食品局総務課長から通知「薬剤師以外の者による調剤行為事案の発生について」が 6 月 25 日に発出されたとの連絡を受けましたので、貴会会員に対し周知していただきますようお願い申し上げます。

尚、本通知に関しては本会ホームページに掲載するとともに、現在、下記日程で開催を予定しております「平成 27 年度医薬品安全管理責任者等講習会」において、解説を行うこととなっておりますのでご参加くださいますようお願い申し上げます。

【大阪1会場】

開催日：平成27年7月9日(木) 会場：ホテルエルセラーン大阪

【福岡会場】

開催日：平成27年7月23日(木) 会場：九州大学医学部百年講堂

【仙台会場】

開催日：平成27年8月27日(木) 会場：TKP ガーデンシティ仙台

【札幌会場】

開催日：平成27年9月10日(木) 会場：札幌医科大学記念ホール

【浜松会場】

開催日：平成27年9月17日(木) 会場：アクトシティ浜松 コンgressホール

【岡山会場】

開催日：平成27年10月23日(金) 会場：岡山コンベンションセンター イベントホール

【大阪2会場】

開催日：平成27年11月14日(土) 会場：松下IMPホール

【富山会場】

開催日：平成27年11月16日(月) 会場：富山国際会議場

【東京2会場】

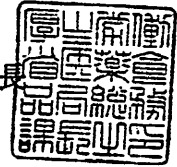
開催日：平成27年11月28日(土) 会場：東京総合美容専門学校 マルチホール



薬食総発 0625 第 2 号
平成 27 年 6 月 25 日

一般社団法人日本病院薬剤師会会長 様

厚生労働省医薬食品局総務課長



薬剤師以外の者による調剤行為事案の発生について

日頃より薬事行政に対し、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
表記について、別添写しのとおり各都道府県・保健所設置市・特別区の衛生主管部
(局) 長あて通知したので、御了知の上、貴会会員等に周知いただきますようお願い
いたします。

写

薬食総発 0625 第 1 号
平成 27 年 6 月 25 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 御中

厚生労働省医薬食品局総務課長

薬剤師以外の者による調剤行為事案の発生について

日頃より薬事行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

薬局における調剤業務については、薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 19 条により、薬剤師でない者が、販売又は授与の目的で調剤してはならないとされています。

今般、薬局において、薬剤師以外の者が軟膏剤の混合を行っていた事案が明らかとなりましたが、当該事案を含め、少なくともこうした軟膏剤、水剤、散剤等の医薬品を薬剤師以外の者が直接計量、混合する行為は、たとえ薬剤師による途中の確認行為があったとしても同条への違反に該当するとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 8 条（管理者の義務）、第 9 条（薬局開設者の遵守事項）等への違反につながる行為であり、薬局に対する国民からの信頼を大きく損ねるという点でも大変遺憾です。

貴職におかれては、調剤業務に関する規制の趣旨に鑑み、薬剤師以外の者による当該行為の再発防止に向けて、貴管下の薬局に対する適切な指導をお願いします。

なお、本通知は、個別事案の発生に伴い、当該行為についての薬事法規上の解釈を示したものであることを申し添えます。